

目 次

告示

- 平成25年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用試験の実施について…………… 5
- 教育職員免許状の失効について…………… 7
- 技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の追加、変更及び解除について…………… 7
- 技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の追加及び変更について…………… 8
- 技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の追加について…………… 8
- 公印の作成について…………… 9

通知・通達・照会

- 住居手当の運用等についての一部改正について等について…………… 9
- 平成26年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について……………14

告 示

北海道教育委員会告示第26号

平成25年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用試験を次の要項により行う。

平成25年 4 月23日

北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義

平成25年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用試験実施要項

1 目的

この試験は、北海道立北方民族博物館に勤務し、世界の北方地域の諸民族の文化に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事する学芸員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定日
学芸員	1 名	北海道立北方民族博物館（網走市）	平成25年10月 1 日

3 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

- ア 昭和48年 4 月 2 日以降に生まれた者で、平成25年10月 1 日から勤務が可能なもの
- イ 博物館法第 5 条第 1 項に規定する学芸員となる資格を有する者（又は、平成25年 9 月30日までに学芸員となる資格を取得する見込みの者）
- ウ 大学又は大学院において考古学その他これに準ずる科目を専攻している者

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日程及び会場等

(1) 第 1 次試験

- ア 期 日 平成25年 6 月30日（日）
- イ 会 場 未定
- ウ 試験内容

区 分	内 容
職務基礎力試験	基礎的な職務能力についての筆記試験
専 門 試 験	学芸員としての専門的知識等に関する記述式筆記試験

※ 日程及び会場等の詳細は、受験票でお知らせします。

(2) 第2次試験

ア 期日・会場 平成25年8月上旬（札幌市）
第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。

イ 試験内容

区 分	内 容
口 述 試 験	第1次試験合格者に対し、個別面接を行います。

※ 上記試験のほかに適性検査を実施します。

5 合格発表

合格者の発表は受験番号のみにより行います。可否については、掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

- ・第1次試験合格発表 平成25年7月24日（水）
- ・最終合格発表 平成25年8月30日（金）

(2) 掲示場所

北海道庁別館7階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受験番号を発表します。

(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp>)

6 申込方法

(1) 申込書類

- ア 平成25年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用試験申込書（所定の様式）
- イ 調査研究業績調書（所定の様式）
- ウ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有することの証明書等（資格取得見込みの者は、資格取得見込証明書等）
- エ 大学以上の全ての卒業（修了）証明書（卒業（修了）見込みの者は、卒業（修了）見込証明書）及び成績証明書
- オ 官製はがき（第1次試験の受験票として返送しますので、宛先欄に受験者の住所及び氏名を明記すること。なお、裏面は何も記入しないでください。）

※ アについては、北海道教育庁総務政策局総務課、各北海道立美術館及び各教育局で配付します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「学芸員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4判が入る大きさ）を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受 付 期 間	備 考
持参する場合	平成25年4月23日（火）から 平成25年5月27日（月）まで	9時から17時まで （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）
郵送の場合	平成25年5月27日（月）の消 印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

(注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

3 身体に障害があり、試験会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

7 受験票の送付

受験票は、平成25年6月24日（月）までに到着するよう発送します。

なお、平成25年6月24日（月）までに到着しない場合は、11の問合せ先に照会してください。

8 第1次試験当日の携行品

試験当日は、受験票（顔写真を貼ること）、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム及び昼食を持参してください。

9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

10 採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

11 申込先及び問合せ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁総務政策局総務課人事グループ
電話 011-231-4111 内線 35-118

北海道教育委員会告示第27号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成25年4月23日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

氏名	川島保利		本籍地	北海道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者		
小学校教諭1種免許状	昭58小1普第839号	昭和58年3月15日	北海道教育委員会		
中学校教諭1種免許状 （数 学）	昭58中1普第1361号				
高等学校教諭1種免許状 （数 学）	昭58高2普第1704号				
高等学校教諭専修免許状 （数 学）	平15高専修第0087号	平成15年6月23日			
失効年月日	平成25年3月13日				
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号				
氏名	杉村正和		本籍地	北海道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者		
小学校教諭1種免許状	平16小一種第0675号	平成17年3月15日	北海道教育委員会		
中学校教諭1種免許状 （数 学）	平16中一種第1455号				
中学校教諭1種免許状 （外国語（英語））	平16中一種第1456号				
高等学校教諭1種免許状 （数 学）	平16高一種第2409号				
高等学校教諭1種免許状 （外国語（英語））	平16高一種第2410号				
養護学校教諭1種免許状	平16養学一種第0175号				
失効年月日	平成25年3月13日				
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号				
氏名	高橋剛司		本籍地	北海道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者		
小学校教諭1種免許状	昭63小1普第182号	昭和63年3月15日	北海道教育委員会		
中学校教諭1種免許状 （音 楽）	昭63中1普第207号				
高等学校教諭1種免許状 （音 楽）	昭63高2普第222号				
失効年月日	平成25年3月13日				
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号				

北海道教育委員会告示第28号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定を、次のとおり追加、変更及び解除した。

平成25年4月23日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

- 1 技能教育のための施設の名称
苫小牧高等商業学校

- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の追加指定

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
商 品 開 発	商 品 開 発

- 3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の変更
変更前

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
商 業 技 術	商 業 技 術
会 計	会 計

変更後

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビ ジ ネ ス 実 務	ビ ジ ネ ス 実 務
財 務 会 計 I	財 務 会 計 I

- 4 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の解除

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
マ ー ケ テ ィ ン グ	マ ー ケ テ ィ ン グ

- 5 指定年月日

平成25年4月1日

北海道教育委員会告示第29号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定を、次のとおり追加及び変更した。

平成25年4月23日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

- 1 技能教育のための施設の名称
北見商科高等専修学校

- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の追加指定

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビ ジ ネ ス 経 済	ビ ジ ネ ス 経 済

- 3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の変更
変更前

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
商 業 技 術	商 業 技 術
文 書 デ ザ イ ン	文 書 デ ザ イ ン

変更後

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビ ジ ネ ス 実 務	ビ ジ ネ ス 実 務
電 子 商 取 引	電 子 商 取 引

- 4 指定年月日

平成25年4月1日

北海道教育委員会告示第30号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定を、次のとおり追加した。

平成25年4月23日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

- 1 技能教育のための施設の名称
札幌科学技術専門学校

- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の追加指定

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
工 業 数 理 基 礎	工 業 数 理 基 礎

製 電 子 技 術	図	製 電 子 技 術	図
自 動 車 工 学		自 動 車 工 学	
電 気 基 礎		電 気 基 礎	
コンピュータシステム技術		コンピュータシステム技術	
地球環境化学		地球環境化学	

- 3 指定年月日
平成25年4月1日

北海道教育委員会告示第31号

次の公印を作成し、平成25年4月1日その使用を開始した。
平成25年4月23日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

公印の種別	規格	印影
北海道千歳高等支援学校の印	45mm平方	
北海道千歳高等支援学校の印	30mm平方	
北海道千歳高等支援学校長の印	20mm平方	

通知・通達・照会

教給第8号
平成25年4月23日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

住居手当の運用等についての一部改正について等について（通知）

住居手当の運用等についての一部改正について（平成25年3月29日付け人委第775号）等の通知が別記1から別記5までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

- 1 住居手当の運用等についての一部改正について（平成25年3月29日付け人委第775号）（別記1）
- 2 通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（平成25年3月29日付け人委第776号）（別記2）
- 3 単身赴任手当の運用についての一部改正について（平成25年3月29日付け人委第777号）（別記3）
- 4 管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（平成25年3月29日付け人委第779号）（別記4）
- 5 校長、教頭及び事務長に係る管理職手当についての一部改正について（平成25年3月29日付け人委第780号）（別記5）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記1

人委第775号
平成25年3月29日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

住居手当の運用等についての一部改正について（通知）

住居手当の運用等について（昭和49年12月12日付け人委第834号－3通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成25年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

本文中「なお、第4の(2)及び(3)の規定は、昭和49年4月1日から適用してください。」を削る。

第4第5項中「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（）」に改め、「復帰した職員」の次に「又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職した職員」を、「当該復帰」の次に「又は復職」を加え、同項の(1)中「(2)」を「(2)及び(3)」に改め、同項の(3)中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同項の(3)を同項の(4)とし、同項の(2)の次に次のように加える。

- (3) 単身赴任手当の運用について（平成2年3月26日付け人委第1022号通知）規則第5条関係第6項第4号又は第5号の規定により単身赴任手当を支給されることとなる職員の単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅

（給与課給与グループ）

別記2

人委第776号
平成25年3月29日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（通知）
通勤手当に関する規則の運用について（昭和44年4月15日付け44人委第240号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成25年4月1日以降はこれによって実施してください。
記

第16条関係第2項を次のように改める。

2 第3号の「人事委員会の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

- (1) 部局を異にする異動又は在勤する部局の移転（以下「異動等」という。）に伴い転居したことがある職員で、過去6年以内において当該異動等の直前に居住していた住居（特別急行列車等を通勤のため利用する経路が異なる住居を含む。）に再び転居したもののうち、道職員給与条例第11条第1項第1号又は第3号、学校職員給与条例第10条の2の4第1項第1号又は第3号及び警察職員給与条例第13条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該居住していた住居からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が規則第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）及びこれに準ずる職員として人事委員会が定める職員とする。
- (2) 職員以外の地方公務員等又は学校職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、職員以外の地方公務員等又は学校職員以外の地方公務員等としての在職を給料表の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を道職員給与条例第11条第3項、学校職員給与条例第10条の2の4第3項、警察職員給与条例第13条第3項若しくは前号の部局とみなした場合に、当該人事交流等又は採用により給料表の適用を受ける前から引き続き道職員給与条例第11条第3項、学校職員給与条例第10条の2の4第3項、警察職員給与条例第13条第3項若しくは前号に規定する職員である要件に該当することとなる職員又は当該適用以後に前号に規定する職員である要件に該当することとなる職員
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等への派遣等に関する条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2第1号の規定による休職から復職した職員のうち、派遣の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を道職員給与条例第11条第3項、学校職員給与条例第10条の2の4第3項、警察職員給与条例第13条第3項若しくは第1号の部局とみなした場合に、当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き道職員給与条例第11条第3項、学校職員給与条例第10条の2の4第3項、警察職員給与条例第13条第3項若しくは第1号に規定する職員である要件に該当することとなる職員又は当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に第1号に規定する職員である要件に該当することとなる職員

（給与課給与グループ）

別記3

人委第777号
平成25年3月29日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

単身赴任手当の運用についての一部改正について（通知）

単身赴任手当の運用について（平成2年3月26日付け人委第1022号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成25年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

本文中「平成23年4月1日以降」を「平成25年4月1日以降」に改める。

道職員給与条例第11条の2、学校職員給与条例第10条の2の5及び警察職員給与条例第13条の2関係第1項中「及び派遣からの復帰（公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（」を「、派遣からの復帰（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（」に改め、「をした場合」の次に「又は休職からの復職（北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職することをいう。以下同じ。）をした場合」を、「当該復帰」の次に「又は復職」を加える。

規則第5条関係第6項第3号中「復帰をしたもの」の次に「又は休職からの復職をしたもの」を、「当該復帰」の次に「又は復職」を加え、同項第5号中「復帰をした職員」の次に「又は休職からの復職をした職員」を、「派遣の期間中の勤務箇所」の次に「又は休職の期間中の勤務箇所」を、「当該派遣からの復帰」の次に「又は休職からの復職」を加え、同項に次の1号を加える。

- (6) 単身赴任手当の支給を受けている配偶者（職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するもの及び派遣からの復帰をした配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。）が部局を異にする異動又は在勤する部局の移転（職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するものにあつては当該適用、派遣からの復帰をした配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものにあつては当該復帰又は復職。以下この号において同じ。）に伴い職員が居住する住居に転居した日（その日が当該異動又は部局の移転の日から当該異動又は部局の移転の直後に在勤する部局への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。）と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する部局に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（規則第5条第2項第1号又は第4号の人事委員会が認める職員を含む。）（当該日の同一部局内における異動又は職務内容の変更等に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

（給与課給与グループ）

人 委 第 779 号

平成25年 3 月29日

北海道教育庁教育次長 様
札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（通知）

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定について（平成19年3月30日付け人委第615号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成25年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

第1項第1号アの(ウ)中「第3条」を「第2条」に改める。

第2項の表中

中学校 小学校	教頭	11 3学級以上の規模の学校の教頭（中学校の校舎と小学校の校舎とが併設されている学校（当該中学校及び小学校の校長が同一人である学校に限る。）の教頭のうち、当該中学校及び小学校のそれぞれの認可学級数が2学級以下であり、かつ、それぞれの認可学級数を合算した場合における学級数が3学級以上となるときであって、当該中学校及び小学校の教頭として同一人が命課されている者を含む。）	昭和44.10.1以降
		12 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設内に設置する分校の教頭	平成21.4.1以降
特別支援学校	事務長	13 12学級以上の規模の学校又は職員数が38人以上の学校の事務長	平成10.4.1以降
		14 前号に相当すると認められる事務長	平成元.4.1以降

を

特別支援学校	事務長	11 12学級以上の規模の学校又は職員数が38人以上の学校の事務長	平成10.4.1以降
		12 前号に相当すると認められる事務長	平成元.4.1以降

に

改める。

(給与課給与グループ)

別記 5

人 委 第 780 号

平成25年 3 月29日

北海道教育庁教育次長 様
札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

校長、教頭及び事務長に係る管理職手当についての一部改正について（通知）

校長、教頭及び事務長に係る管理職手当について（平成19年3月30日付け人委第616号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成25年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

本文中「第14号」を「第12号」に改める。

第2項中「第14号」を「第12号」に、「第13号」を「第11号」に改める。

(給与課給与グループ)

教 高 第 56 号
平成25年4月23日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

平成26年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省職業安定局長から別記のとおり通知がありました。

選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守については、これまで関係機関の努力により成果を上げているところですが、今年度につきましても、別記通知の趣旨に基づき、就職希望者に対する適正な職業選択の指導と求人秩序の確立を図るようお願いします。

記

1 留意事項

- (1) 北海道における新規中学校卒業生（中等教育学校前期課程修了者及び特別支援学校中学部卒業生を含む。）の推薦及び選考については、平成25年12月1日以降から行っても差し支えないこと。
- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生及び特別支援学校高等部卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成25年9月5日以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成25年9月16日以降とすること。
- (4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においては、公共職業安定所の確認印がある求人票のみ受理するものとし、確認印がない求人票を提出した事業所には生徒の推薦は行わないこと。
- (5) 早期に選考を行おうとする事業所があった場合は、公共職業安定所及び教育局に報告するとともに、事業所に対して選考開始期日の遵守について協力を求めること。
- (6) 新規高等学校卒業生の文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

2 早期求人状況報告

高等学校に対し早期に選考を行おうとした事業所の有無を把握したいので、次により報告願います。

- (1) 道立学校及び市町村教育委員会にあっては、早期求人状況報告書（別記様式）を作成の上、平成25年10月3日（木）までに、教育局に2部提出してください。
- (2) 教育局にあっては、管内分を取りまとめの上、平成25年10月11日（金）までに、学校教育局高校教育課に1部提出してください。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)
(学校教育局高校教育課産業教育指導グループ)
(学校教育局義務教育課義務教育指導グループ)
(学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ)

別記様式

早 期 求 人 状 況 報 告 書

北海道 _____ 学校

道内外	9月15日以前に選考を開始しようとした事業所名	求人	最初に実施しようとし	関係機関及び学校の	指導後の選考
-----	-------------------------	----	------------	-----------	--------

の 別	及 び 所 在 地	数	た 選 考 月 日	指 導 状 況	月 日
道 内 の 事 業 所					
道 外 の 事 業 所					

備考 これらの事実のない場合には、「事業所名及び所在地」の欄に「なし」と記入すること。

別記

24文科初第1258号
職 発 0331 第 5 号
平成25年3月11日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長
布 村 幸 彦
厚生労働省職業安定局長
岡 崎 淳 一

平成26年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力願ってきたところではありますが、平成26年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力等を中心としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、平成21年1月19日に公布・施行された職業

安定法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第4号）等に基づく事前通知制度や企業名公表制度、「新規学校卒業者の採用に関する指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、平成26年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成25年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

(2) 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成25年9月5日（沖縄県については平成25年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成25年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認（求人票への確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成25年6月20日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成25年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成25年6月20日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成25年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成25年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成25年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成26年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導す

ること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成14年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、本年度においても、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国統一して実施すべき事項についての説明又は確認

イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業生の応募・推薦方法のあり方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議

ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議

エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討

オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業生に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議

カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるように必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

第2 新規中学校・高等学校卒業生の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業生を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業生を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業生を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業生を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、平成25年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長あて報告すること。

(別添1から別添3まで省略)

